

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 8 年 2 月 24 日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市手数料徴収条例の一部を改正する条例

武蔵野市手数料徴収条例（平成12年3月武蔵野市条例第15号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前			
別表（第2条関係）			
番号	事務	名称	金額
1 から97まで （略）			
98	マンションの建 替え等の円滑化 に関する法律（ 平成14年法律第 78号）第105条 第1項の規定に 基づく建築物の 容積率に関する 特例の許可の申 請に対する審査	要除却認 定マンシ ョンの建 替えによ り新たに 建築され るマンシ ョンの容 積率の特 例許可申 請手数料	1 件に 160,000円 つき
98の2 から106まで （略）			

改正後				説明
別表（第2条関係）				
番号	事務	名称	金額	
1 から97まで（略）				
98	<u>マンションの再生等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）第163条の59第1項の規定に基づく建築物の容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査</u>	要除却認定マンションの建て替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	1 件 に 160,000円 つき	字句の改正 字句の改正 字句の追加 <

付 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

老朽化マンション等の管理及び再生の円滑化等を図るための建物の区分所有等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 47 号）の施行によるマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成 14 年法律第 78 号）の改正に伴い、所要の改正をするものである。